

「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、
 「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」又は「北海道胆振
 東部地震」で被災された合格者の皆様

「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」又は
 「北海道胆振東部地震」で被災された合格者の入学料減免について

広島市立大学では、「東日本大震災」、「広島市における平成26年8月豪雨」、「熊本地震」、「平成30年7月豪雨」
 又は「北海道胆振東部地震」の被害状況等に鑑み、特例措置として、該当される方には入学料を減免するこ
 ととしました。入学料の減免を希望される方は、下記をお読みになって必要な手続を行ってください。

1 対象者及び申請に必要な書類等

(1) 東日本大震災

対象		確認書類
東日本大震災における災害救助法が適用されている地域で被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類
平成30年4月1日現在で、居住地が福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された者		被災証明書

(2) 広島市における平成26年8月豪雨

対象		確認書類
広島市において「平成26年8月豪雨」により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡の場合	死亡を証明する書類

(3) 熊本地震

対象		確認書類
熊本地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(4) 平成30年7月豪雨

対象		確認書類
平成30年7月豪雨により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

(5) 北海道胆振東部地震

対象		確認書類
北海道胆振東部地震により被災した志願者で、右のいずれかに該当する者	主たる家計支持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊、半壊(床上浸水を含む。)、流失した場合	り災証明書
	主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合	死亡又は行方不明を証明する書類

2 減免金額

入学料の全額又は半額

3 申請手続等

【重要】 入学料の減免申請をした場合は、大学から審査の結果が通知されるまで、入学料の振込をしないでください。

- ① 本学所定の申請書は本学ウェブサイトからダウンロードしてください。ダウンロードや印刷ができない場合は、郵送しますので、下記まで連絡してください。
- ② 本学所定の申請書に必要事項を記入し、確認書類と合わせて、入学手続書類に同封して提出してください。なお、入学手続書類の一つとしている「入学料振込証明書貼付カード」の提出は必要ありません。
- ③ 本学において提出された申請書類を審査し、結果を通知します。
- ④ 審査の結果、入学料の全額又は半額の納付が必要になった場合は、審査結果と合わせて納付方法等について通知します。

4 申請期間

前期日程 平成31年3月9日(土)から平成31年3月15日(金)まで(最終日は午後5時必着)

後期日程 平成31年3月23日(土)から平成31年3月27日(水)まで(最終日は午後5時必着)

【お問い合わせ先】

広島市立大学事務局入試グループ

〒731-3194 広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号

TEL 082-830-1503

FAX 082-830-1656

E-mail nyushi@m.hiroshima-cu.ac.jp